

# 長崎県建設工事低入札価格調査制度要綱の運用について

平成 25 年 6 月 28 日 25 建企第 205 号  
最終改正 令和 3 年 2 月 26 日 2 建企第 599 号

## 1 目的

長崎県建設工事低入札価格調査制度要綱の運用について（以下「本運用」という。）は、工事の品質確保及び不良・不適格業者の排除等に資するため、長崎県建設工事低入札価格調査制度要綱（平成 25 年長崎県告示 709 号。以下「要綱」という。）の規定に基づく調査（以下「低入札調査」という。）を実施する際の調査方法及び内容等を定めたものである。

## 2 適用対象

本運用は、低入札調査基準価格を下回った入札者に対して適用する。

## 3 調査方法

低入札調査は次の手順で実施するものとする。

- (1) 入札を保留のうえ、次に掲げる事項を告知する。
  - ①資料等（要綱第 5 条において提出を求める資料をいう。以下同じ。）を作成し、資料等の提出の通知日の翌日から起算して 7 日以内（休日を除く。）に提出すること。
  - ②必要に応じ聴き取りを行うこと。
  - ③定められた全ての資料等の提出が行われない場合、又は、聴き取りに応じない場合は、その者の入札は無効となること。
- (2) 資料等の受領後、低入札調査を行う。

必要に応じて聴き取りを行う。聴き取りを行う場合においては、入札の責任者（支店長、営業所長等（共同企業体による入札の場合は、全ての構成員の支店長、営業所長等）をいう。）から行う。
- (3) 低入札調査の実施に際し、(1)③に該当する低入札調査対象者がある場合は、「不適切な入札」として当該工事を所管する部署の指名停止担当へ報告すること。

## 4 調査内容

低入札調査の実施に当たり、次に掲げる内容について確認を行う。ただし、特別重点調査については、低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査要領（平成 25 年 6 月 28 日 25 建企第 207 号）に定める内容についても確認を行うものとする。なお、様式は、低入札価格調査資料及び施工体制確認に係る追加資料作成要領（平成 25 年 6 月 28 日 25 建企第 206 号）別表に定める様式をいう。

### ① 当該価格で入札した理由

〔様式 1 当該価格で入札した理由〕

直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の各費目別に、労務費、手持ち工事の状況、契約対象工事現場と当該入札者の事務所・倉庫等との関係、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況、下請予定業者の協力等の面から、入札した価格で施工可能である具体的理由。

### ② 入札金額の積算内訳

〔様式 2-1 積算内訳書（兼）コスト縮減額算定調書①〕

〔様式 2-2 積算内訳書に対する明細書（兼）コスト縮減額算定調書②〕

- (a) 数量総括表に対応する積算内訳書となっていること（指定の数量によって積算されていること。）。
- (b) 入札説明書での要求事項を理解して見積もりを行っていること。
- (c) 指定の工法によって施工することとしていること（工法の指定のない場合は、入札者の工法に安全性等の点で問題がないこと。）。
- (d) 発注者が支払う請負代金から支弁することを予定している費用か否かにかかわらず、施工に当たって必要となるすべての費用を計上していること。

- (e) 積算に下請予定業者や納入予定業者等の見積書の内容が反映され、計数的な根拠のある合理的かつ現実的な積算内訳書となっていること（原則、取引等の実績を求めること。）。
  - (f) 現場管理費に、租税公課、保険料、従業員給与手当、法定福利費、外注経費などを適切に計上していること。ただし、自社社員の交通誘導員及び様式5に記載する技術者に係る従業員給与手当及び法定福利費については、他と区分して別計上としていること。また、その従業員給与手当の金額が最低賃金法（昭和34年法律第137号）に定める最低賃金額以上であり、かつ、これらの者が過去3月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいているなど合理的かつ現実的な見積もりであるとともに、法定福利費の金額が法定額以上となっていること。
  - (g) 一般管理費等に、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費などを適切に計上していること。
  - (h) 自社労務者に係る費用は直接工事費に、また、自社の現場管理職員（技術者等）及び自社の交通誘導員に係る費用は現場管理費にそれぞれ計上されており、一般管理費等には計上していないこと。
  - (i) 契約対象工事の施工に要する費用の額を下回る額で入札した場合において、その下回る額を不足額として当該工事の一般管理費等に計上していること。
- ③④ 契約対象工事付近における手持ち工事の状況、契約対象工事に関連する手持ち工事の状況
- [様式6-1 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）]
  - [様式6-2 手持ち工事の状況（対象工事現場関連）]
  - (a) 記載された手持ち工事が実在するものであること。
  - (b) 当該工事の資材保管場所が近距離にあること、当該工事と同種又は同類の工事と資機材を共通調達できること等により縮減できるものとする契約対象工事の工事費の各費目別の金額が、過去の実績に基づく額であるなど合理的かつ現実的なものであること。
- ⑤ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連
- [様式7 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係]
  - (a) 記載された事務所、倉庫等を所有し、又は賃借していること。
  - (b) 当該事務所、倉庫、資材保管場所等が近距離に存在することにより縮減できるものとする営繕費、資機材の運搬費、通信交通費、事務用品費など契約対象工事の経費が、計数的に合理的な見積もりとなっていること。
- ⑥ 手持ち資材の状況
- [様式8-1 手持ち資材の状況]
  - (a) 記載された手持ち資材を保有していること、当該資材が工事の品質確保に必要な規格水準を満たすこと及び当該資材を契約対象工事で使用する予定であること。
  - (b) 調達時の単価等の原価が適切に見積もられていること（手持ち資材の活用による資材費の低減が可能であること）。また、繰り返しの使用を予定する備品等については、摩耗や償却を適切に見込んだ原価となっていること。
- ⑦ 資材の購入先及び購入者と入札者との関係
- [様式8-2 資材購入予定先一覧]
  - (a) 他社から購入を予定している場合
    - 1) 購入予定業者から納入を受ける予定の資材が工事の品質確保に必要な規格水準を満たすこと及びその単価が当該業者によって過去1年以内に販売された実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること（他社からの購入による資材費の低減が可能であること）。
    - 2) 購入予定業者と入札者の関係が記載のとおり存在すること。
  - (b) 自社製品の活用を予定している場合
    - 1) 自社において記載された資材を製造していること、当該資材が工事の品質確保に必要な規格水準を満たすこと及び当該資材を契約対象工事で使用する予定であること。
    - 2) 記載された単価が、自社の製造部門が過去1年以内に第三者と取引した販売実績額又は製造原価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること（自社製品の活用による資材費の低減が可能であること）。
- ⑧ 手持ち機械数の状況

〔様式9-1 手持ち機械の状況〕

- (a) 記載された手持ち機械を保有していること及び当該機械を契約対象工事で使用する予定であること。
- (b) 契約対象工事で使用可能な管理状態にあること。
- (c) 手持ち機械の使用に伴う原価が減価償却費や固定資産税等を含んで適切に見積もられていること（手持ち機械や減価償却終了の機械の活用による機械経費の低減が可能であること。）。

⑨ 労務者の具体的供給見通し（様式10-1、様式10-2）

〔様式10-1 労務者の確保計画〕

(a) 自社労務者を充てる場合

- 1) 記載された者が自社社員であること。
- 2) 資格の保有が必要な職種に充てようとする者については、その者が必要な資格を有していること。
- 3) 労務単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であり、かつ、過去3月以内に支払った実績のある賃金の額以上の金額を計上しているなど合理的かつ現実的な見積もりであること（自社社員の活用による労務費の低減が可能であること。）。

(b) 下請予定業者による労務者の確保を予定する場合

- 1) 下請予定業者と入札者の関係が記載のとおり存在すること。
- 2) 労務単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であり、かつ、下請予定業者が過去1年以内に施工した実績のある同様の工事における労務単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

〔様式10-2 工種別労務者配置計画〕

- (c) 労務者の確保計画と整合がとれており、適切な施工が可能な工種別の労務者配置計画となっていること。

⑩ 過去に施工した公共工事名、発注者及び工事成績

〔様式17 過去に施工した同種工事の公共工事名及び発注者〕

過去5年間の施工工事で低入札調査の対象となったものについての工事成績評定点を確認する。

⑪ 経営状況

必要に応じて取引金融機関、保証会社等への照会を行い、確認する。

⑫ 信用状況

必要に応じて、建設業法違反の有無、賃金の不払いの状況、下請代金の支払い遅延状況等の確認を行う。

⑬ その他必要な事項

- (a) その他必要な事項について確認を行う。

〔様式5 配置予定技術者名簿〕

配置予定の主任技術者又は監理技術者（同一の要件を満たす技術者（同種工事の経験を除く。）を含む。）及び現場代理人について、次の点を確認すること。

- (b) 他の手持ち工事の状況との関係も考慮した上で契約対象工事に実際に配置できること。
- (c) 自社社員であり、かつ、契約対象工事の入札公告後に入社した者でないこと。